

# 第1号通所事業契約書

様（以下「利用者」という）と「さいディサービスセンターみのぶ」

（以下「事業所」という。）は、利用者が事業所から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

- ① 介護予防通所介護
- ② 第1号通所事業

2 利用者は、事業所からサービスの提供を受けたときは、事業所に対し、重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下の通りとします。

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

但し、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。

2 前項契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出がない場合、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（要支援）認定期間の満了日までとします。

## （個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

## （サービス内容の変更）

第4条 事業所が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙重要事項説明書の通りです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

事業所は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 サービス内容を変更した場合、利用者と事業所とは、利用者が変更後に利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。

4 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

#### （介護保険の適用を受けないサービスの説明）

第5条 事業所は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

#### （利用者の解約権）

第6条 利用者は、事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、3日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

#### （利用者の解除権）

第7条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業所が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとする場合。
- 二 事業所が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不诚信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

#### （事業所の解除権）

第8条 事業所は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

2 事業所は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の地域包括支援センター又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

#### (利用料の滞納)

第9条 利用者が、正当な理由なく事業所に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業所は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業所は、前項の催告をした場合には、利用者担当の地域包括支援センター、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

3 事業所は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

#### (契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき。
- 三 第7条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 第8条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 利用者の要介護状態区分が自立又は要介護となった場合。

#### (契約終了時の援助)

第11条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

#### (損害賠償)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。但し、事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### (秘密保持)

第13条 事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業所は、利用者の個人情報を用いる場合、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

#### (苦情処理)

第14条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

なお当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

名 称 さいディサービスセンターみのぶ

管理者 望月 十九雄

電 話 0556-42-6055

2 事業所は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

#### (サービス内容等の記録作成・保存)

第15条 事業所は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われ報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 事業所は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。

3 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

4 利用者は、事業所に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。

ただし、謄写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

#### (利用者代理人)

第16条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

#### (裁判管轄)

第17条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### (契約外条項)

第18条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業所の協議により定めます。

#### (協議事項)

第19条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

第1号通所事業のサービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の 交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名の上、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業者) 住所 山梨県南巨摩郡身延町切石字東割 421 番地 1  
名称 さいディサービスセンター みのる  
TEL 0556-42-6055  
管理者 望月 十九雄

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※利用者代理人を選任した場合

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄： )